

## 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う法人をいう(国及び地方公共団体を除く)。

### (認証制度)

第3条 この要綱に定める認証制度は以下のとおりとする。

#### (1)「子育て応援」中小企業認証

中小企業(常時雇用する労働者の数が300人以下の企業をいう。以下同じ。)における子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業を認証する。

#### (2)「仕事と生活の調和」推進企業認証

仕事と生活の調和がとれた、男女労働者が共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の公正処遇、職場における男女共同参画について、総合的な取組みを行っている企業を認証する。

### (申請)

第4条 前条の認証を受けようとする企業(以下「申請者」という。)は、受けようとする認証の種類に応じて、「子育て応援」中小企業認証申請書(様式第1号)又は「仕事と生活の調和」推進企業認証申請書(様式第2号)に必要な書類を添付し、申請者の住所を管轄する地方振興局長を経由して知事に申請をするものとする。

### (認証基準)

第5条 知事は、申請者のうち、次の要件を満たす企業を「子育て応援」中小企業又は「仕事と生活の調和」推進企業として認証するものとする。

#### (1)「子育て応援」中小企業認証

以下の要件を全て満たす中小企業を認証する。

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第3項に基づき、一般事業主行動計画を策定し、両立支援制度を導入するなど同計画を実践していること。

労働者が利用しやすい両立支援制度となるように一般事業主行動計画策定時に労働者の意見聴取などを行っていること。

一般事業主行動計画策定後、企業内で育児休業取得者又は育児のための勤務時間の短縮等の措置の利用者が生じたこと。

#### (2)「仕事と生活の調和」推進企業認証

仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の公正処遇、職場における男女共同参画について指標化した、別紙「仕事と生活の調和」取組み状況チェック表において、210ポイント（パート労働者がいない企業については165ポイント）以上となること。

（審査）

第6条 地方振興局長は、申請書の書類審査を行った上で、申請企業を訪問し、ヒアリング調査を実施するものとする。

（認証）

第7条 知事は、申請者が受けようとする認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を認証するものとする。

2 知事は、前項の規定により認証した場合は、申請者にその旨を通知して「子育て応援」中小企業認証書（様式第3号）又は「仕事と生活の調和」推進企業認証書（様式第4号）を交付するとともに、認証した企業名、年月日等認証の概要について、県の広報誌やホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

（取組状況の報告）

第8条 前条第1項の認証を受けた企業（以下「認証企業」という。）は、2年に1度、認証を受けた月の翌月末までに、両立支援等に係る取組状況を「子育て応援」中小企業認証取組状況報告書（様式第5号）又は「仕事と生活の調和」推進企業認証取組状況報告書（様式第6号）により、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、知事に報告しなければならない。

（変更の届出）

第9条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、福島県次世代育成支援企業認証変更届出書（様式第7号）により、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、知事に届け出なければならない。

（1）名称

（2）代表者の氏名

（3）住所

（認証の辞退）

第10条 認証企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに福島県次世代育成支援企業認証辞退届出書（様式第8号）により、当該企業の住所を管轄する地方振興局長を経由して、知事に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第11条 知事は、認証企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

（所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、商工労働部商工労働総室雇用労政課において所掌する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県次世代育成支援企業認証制度要綱の規定は、この要綱の施行日以後に受理される申請から適用し、同日前までに受理された申請については、なお従前の例による。